

中間前金払と部分払の選択について

○中間前金払と部分払との違い

	中間前金払	部分払
請求時の出来高検査	不要 (書類審査で可)	必要 (出来高検査を実施し金額を算定)
支払条件	(当初40%の前払金を請求した後) ①工期の2分の1を経過していること。 ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 ③工事の進捗出来高が請負代金額の2分の1以上に達していること。	(第1回請求時) 請負代金額に対する出来高の割合が30%以上(前払金の支出を受けている場合は、40%以上)であること。

<参考>

～中間前払金を請求する場合の手続の流れ～

